

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
農林セクター							
1	-	植林のための国土のコンセッション (天然ゴムを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月24日付森林法(No.06/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション費に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・2010年11月14日付 工業植林森林産物への投資への可能性調査に関するガイドライン (No.1643/DOF) ・関係法律 	農林省、その他、地方政府
2	-	灌木、食糧、工芸作物、生薬その他の栽培のためのコンセッションもしくはリース	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・1998年10月10日付農業法 (No.01/98/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション費に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・2017年7月7日付 農業事業の管理に関するガイドライン (No.1393/DOA) ・関係法律 	農林省、その他、地方政府
			A)土地面積151ha以上の場合 B)土地面積150ha以下の場合		✓		
3	-	果樹栽培のための国土のリース・コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・1998年10月10日付農業法 (No.01/98/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション日に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・2017年7月7日付 農業事業の管理に関するガイドライン (No.1393/DOA) ・関係法律 	農林省、その他、地方政府
			A)土地面積151ha以上の場合 B)土地面積150ha以下の場合		✓		

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
4		畜産のための国土のリース・コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。 ・専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。 ・獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。 ・関係セクターや地方政府からの合意を得ること。 ・畜産獣医事業を管轄する機関が定めるその他の必要な条件を満たすこと。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法（No.01/98/NA） ・2003年10月21日付土地法（No.04/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA）・2012年11月18日付 リースコンセッション費に関する国家主席令（No.02/PS） ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令（No.135/PM） ・2013年2月6日付 ラオスのファーム事業管理に関する合意（No.0209/MAF） ・関係法律 	農林省、その他、地方政府
			A)土地面積151ha以上の場合		✓		
鉱物採掘・加工セクター							
5	-	建築・工業のための鉱物採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・政府との契約が必要である。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法（No.31/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・2003年10月21日付土地法（No.04/NA） ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他、地方政府
			A)採掘は10万立米/年以上		✓		
6	-	鉱物採掘と加工	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査、採掘・加工計画、閉山計画をエネルギー鉱山省からの承認を得ていること。 ・環境、社会、自然影響評価を作成し、天然資源環境省からの承認を得ていること。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法（No.31/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・2003年10月21日付土地法（No.04/NA） ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他、地方政府
			<ul style="list-style-type: none"> ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他法律の規定 				

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
7	-	原油とガスの調査採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・原油およびガスの技術専門家を有すること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他法律の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法 (No.31/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他、地方政府
電力エネルギーセクター							
8	-	特定の電力生産事業（水力、石炭、風力、太陽光、廃棄物、その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・技術専門家や経験を有すること。 ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月9日付 電力法 (No.19/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他、地方政府
			A)5MW以上				
			B)5MW以下		✓		
9	-	送電コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・技術専門家や経験を有すること。 ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年5月9日付 電力法 (No.19/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他、地方政府
政府と民間のPPP合弁事業							

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
10	-	インフラもしくは公共サービスの新規建設事業、アップグレードで、政府と民間のPPP事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月17日付 投資奨励法 (No.14/NA) ・2003年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	計画投資省、財務省、その他、地方政府
経済特区開発投資							
11	-	経済特区の設立（工業団地、輸出加工区、ICT開発区、サービス貿易慣行区など）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・SEZの目的、面積、境界が明確であること ・政府、開発社、住民の利益を明確化すること。 ・政府もしくは地方政府の管理下にあり、政府、県の開発計画に沿っていること。 ・SEZや県の治安維持を保証すること。 ・持続的開発、環境保全、文化保全を保証すること。 ・その他の規定 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月17日付 投資奨励法 (No.14/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・2018年6月7日付 経済特区に関する政府令 (No.188/GOV) ・関係法律 	計画投資省、その他、地方政府
様々な事業のための国土のリースとコンセッション							

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
12	-	インフラ開発、公益事業、建物の建設、サービスのための国土のリースコンセッション 例えば：ショッピングセンター、ホテル、ゲストハウス、レストラン、公園、学校、病院、市場、運輸ステーション、その他	・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他の規定を満たすこと。	✓		・2016年11月17日付 投資奨励法 (No.14/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション日に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・関係法律	天然資源環境省、その他、地方政府
			A)土地面積が 15ha-10000ha/1事業				
			B)15ha以下の面積		✓		
13	-	鉄道乗客、商品輸送の建設事業	・法人であること。 ・プロジェクトの経済社会環境可能性調査を経ること ・国会の承認を得ること ・その他法律の規定を満たすこと	✓		・2009年11月26日付 建築法 (No.05/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律	公共事業運輸省、その他、地方政府
14	-	パイプラインの建設と輸送	・関係機関の法律に基づく	✓		・2009年11月26日付 建築法 (No.05/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律	公共事業運輸省、その他、地方政府
15	-	国家レベルの自然、文化、歴史観光地開発	・法人であること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・総資本金の30%以上の登録資本金を有すること ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。	✓		・2013年7月24日付観光法 (No.32/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション費に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する	情報文化観光省、その他、地方政府
			A)外国投資は中央への申請				
			B)国内投資は県への申請		✓		

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
		地方レベルの自然、文化、歴史観光地開発	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・ラオス人のみの開発とすること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・総資本金の30%以上の登録資本金を有すること ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 		✓	2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・関係法律	中央政府
16	-	スポーツのための国土コンセッション・リース	<ul style="list-style-type: none"> ・法人であること。 ・関係機関から証明を受けたビジネスにおいて経験と成功を収めていること。 ・財務能力もしくは資金があり、国内外の金融機関からの証明を有すること。 ・プロジェクトの可能性調査を経ていること。 ・政府との間でMOUや契約を締結していること ・その他の規定を満たすこと。 A)土地面積が30ha-10,000ha/プロジェクト B)土地面積が30ha未満	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2012年7月6日付 スポーツ運動法 (No.15/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年11月18日付 リースコンセッション費に関する国家主席令 (No.02/PS) ・2009年11月25日付国土のリースコンセッションに関する首相令 (No.135/PM) ・関係法律 	教育スポーツ省、その他、地方政府
					✓		
政府の各所有権の使用に関連するサービス							
17	-	空港の建設と地上サービス	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月26日付 民間航空法 (No.53/NA) ・2009年11月26日付 建築法 (No.05/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	公共事業運輸省、その他、地方政府
18	-	港の建設と港の運営サービス	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2009年11月26日付 建築法 (No.05/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	公共事業運輸省、その他、地方政府
19	3600	取水、上水の生産、水道の供給	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2009年7月9日付 水道法 (No.04/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	公共事業運輸省、その他、地方政府

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
20	-	輸送事業、例えば ロジスティック、ドライポート	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年12月12日付 陸上輸送法 (No.24/NA) ・ 2012年12月18日付 複合輸送法 (No.28/NA) ・ 2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・ 2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・ 関係法律 	公共事業運輸省、その他、地方政府
21	6110	有線通信事業 ここでは A)National Fixed Broadband transmission B)Public Lease Circuit C)Private Lease Circuit D)Virtual Network Operator E)International Gateway F)Mobile Phone Service G)Leased Line Service	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年12月21日付 通信法 (No.09/NA) ・ 関係法律 	郵便通信ネットワーク省、その他、地方政府
22	6120	無線通信事業 ここでは A)Mobile Virtual Network Operation B)National Mobile Broadband Transmission	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人であること ・ 資金が安定していること ・ 事業実施計画、拡大計画、マーケット計画を有すること ・ その他の法律の規定を満たすこと 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年12月21日付 通信法 (No.09/NA) ・ 2016年8月23日付 衛星通信に関する合意 (No.2507/MPCN) ・ 関係法律 	郵便通信ネットワーク省、その他、地方政府
23	6130	衛星通信事業	関係機関の法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年12月21日付 通信法 (No.09/NA) ・ 2016年8月23日付 衛星通信に関する合意 (No.2507/MPCN) ・ 関係法律 	郵便通信ネットワーク省、その他、地方政府